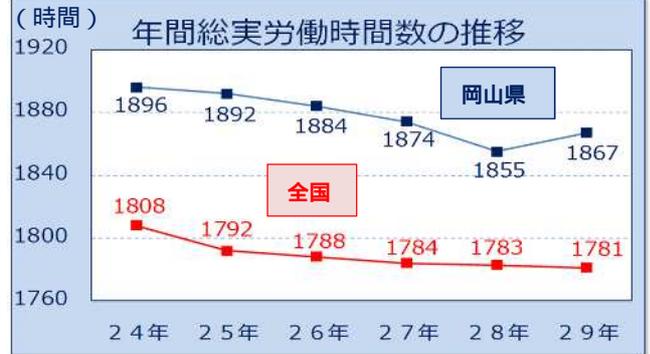


労働基準関係を中心とした 2019年度岡山労働局のとりくみを紹介します

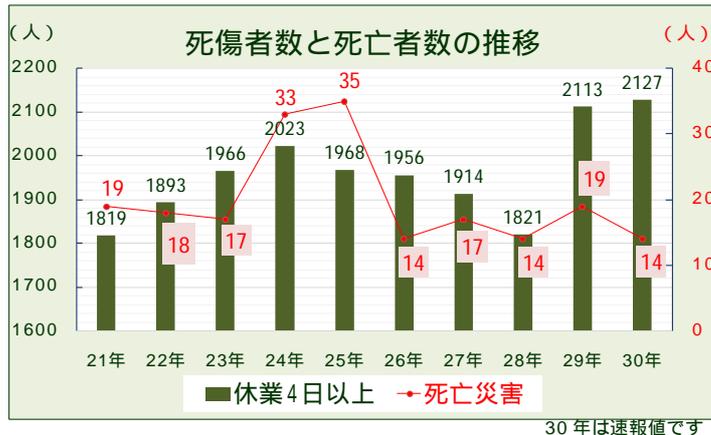
働き方改革推進のための長時間労働の是正に向けた取組

1か月当たり80時間を超える長時間の時間外・休日労働が疑われる事業場や、過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を徹底します。
労働時間相談・支援班が窓口相談、説明会の開催、個別訪問を行い、労働時間の上限規制など労働時間に関する法制度、各種助成金などの周知に取り組みます。
長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるように、事業場に対する周知徹底に取り組みます。



労働条件の確保・改善対策

労働時間の適正把握、賃金不払残業の防止に向けた監督指導を徹底します。
技能実習生、特定技能外国人、自動車運転者など、特有の問題が認められる分野の労働者の労働条件確保のため、それぞれの特性に合わせた対策に取り組みます。
企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度の迅速・適切な運用を図ります。



労働者が健康で安全に働くことができる職場づくり

第13次労働災害防止計画(2018年～2022年度)において、2022年までに死亡者数を13人以下、死傷者数1800人以下とすることを目標として、重点的な対策に取り組みます。
墜落・転落災害や建設機械等による災害の防止及び機械設備の安全化等について指導を行います。
小売業、社会福祉施設及び飲食店における安全衛生水準の向上を図るため「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開します。
「ストレスチェック制度」、「治療と職業生活の両立支援」、「化学物質のリスクアセスメント」の円滑な実施と定着のため、事業場に対して情報提供、指導を行います。

迅速かつ公正な労災補償

労災保険給付請求の関係法令や認定基準等に基づく適正な認定及び標準処理期間内の迅速かつ公正な処理を行います。
脳・心臓疾患及び精神障害事案等の労災保険請求に対する認定基準等の的確な運用による迅速な処理を行います。
石綿関連疾患に係る被災労働者及びその遺族に対する迅速かつ公正な補償・救済を行います。
労災診療費の適正な支払いの徹底を図ります。

最低賃金制度の適切な運営

地域や産業の実情等を踏まえ、地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正を行い、周知・広報を行うとともに、最低賃金の遵守の徹底を図ります。

最低賃金制度って何？

- ✓ 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。

岡山県 最低賃金

平成30年
10月3日から
〈時間額〉

807円

26円
UP



労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面 (086-225-0591)
安全衛生課 (086-225-0592)
労災課 (086-225-0593)
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

労働者死傷病報告の様式が改正されました (労働安全衛生規則様式第23号)

近年、外国人の労働災害が増加傾向にあります。休業4日以上労働災害が発生した時、遅滞なく提出の義務がある労働者死傷病報告(様式23号)について、その被災労働者が外国人の場合には、「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要となりました。

なお、日本人及び特別永住者など外国人雇用状況の届出制度対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域
在留カード又は旅券(パスポート)上の「国籍・地域」を転記してください。

在留資格
在留カード又は旅券(パスポート)の上陸許可認印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

労働災害発生状況

2019年発生件数と前年同時期比較(死亡3/20速報値、休業2/28速報値)

業種	2019年		2018年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	0	26	0	19	0	7
金属製品	0	5	0	3	0	2
機械器具	0	1	0	3	0	2
化学工業	0	2	0	2	0	0
食料品	0	9	0	7	0	2
その他	0	9	0	4	0	5
建設業	0	13	0	11	0	2
運輸交通業	0	12	0	18	0	6
旅客	0	3	0	1	0	2
道路貨物	0	9	0	17	0	8
第三次産業	0	23	0	39	0	16
商業	0	9	0	9	0	0
保健衛生	0	6	0	9	0	3
接客娯楽	0	1	0	5	0	4
その他	0	7	0	16	0	9
その他の業種	0	4	0	0	0	4
全産業	0	78	0	87	0	9

「休業」は休業4日以上災害

「働き方改革」の目指すもの

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。

こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

さあ、始めよう「働き方改革」

働き方改革に取り組む事業者のみなさまを支援します
「労働時間相談・支援コーナー」のご案内
電話：086-225-0591
住所：岡山市北区大供2-11-20
岡山労働基準監督署内
受付時間 8:30~17:15(土日祝除く)
お気軽にお問い合わせください

NEW RULE 1 時間外労働の上限規制
月45時間
年360時間
2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日より施行

NEW RULE 2 年次有給休暇の時季指定
毎年5日
2019年4月1日より施行

事業者のみなさまも
労働者のみなさまも
チェックしてくださいね

まだまだ他にもあります「働き方改革」
詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

NEW RULE 3 同一労働同一賃金
正規と非正規の不合理な待遇差を禁止
2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については2021年4月1日より適用

応援します!
あなたの会社の働き方改革!
改正法2019春スタート!
働き方のチェンジは業績UPのチャンスですよ!

やってみるもんです。中小企業も！働き方改革



皆さん、昨今新聞などで「やってみるもんです。中小企業も！働き方改革」と題した政府広報をご覧になられた方はいらっしゃいますか？そこでは、中小企業の社長さん役のモデルの方が

ちゃんと有給取らせてあげれば、仕事の配分が見直せる。
ちゃんと残業管理してみたら、業務のムダが見えてくる。
ちゃんと待遇を良くすれば、社員のやる気も湧いてくる。
そうしたら、ちゃんと業績も良くなって、社長の株も、ちゃんと上がるさ。

とコメントしています。時間外労働の上限規制 年次有給休暇時季指定(毎年5日) 同一労働同一賃金、働き方改革の一環として、これらの大きな法改正が本年4月1日より順次施行されます。(詳しくは向かって右上の記事をごらんください。)

法令制度の改正ではありますが、すべて受け身という姿勢でなく、このコメントのとおり、「改革」を進めることによる労・使のメリットを意識していただければ、改革の実効性がより期待できると思います。働き方改革推進への一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岡山労働基準監督署 署長 岡田 康浩